

## 元気な職場づくり応援事業実施要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、従業員の健康保持・増進に取り組む事業者を区が支援する「元気な職場づくり応援事業」実施に必要な事項を定めることにより、従業員の健康管理を経営的な視点で捉えさせ、企業の経営力の強化及び地域経済の活性化を図り、もって区民の健康寿命を増進することを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、「保健センター等」とは、中央本町地域・保健総合支援課、竹の塚保健センター、江北保健センター、千住保健センター及び東部保健センターをいう。

### (事業内容)

第3条 この要綱の規定による事業（以下「本事業」という。）の内容は、事業者の事業所において次に掲げる事項（以下「本支援」という。）を行うものとする。ただし、具体的な本支援の内容については、事業者と協議するものとし、本支援の内容を決定したときは事業者に対し通知する。

- (1) 事業者が抱える健康課題を改善することを目的とする助言
- (2) 健康に関する行政の施策や外部リソース等の情報提供
- (3) 健康課題の改善策の実践における支援

2 本支援は、予算の範囲内で行うものとする。

### (対象事業者)

第4条 本事業の対象となる事業者は、営利・非営利を問わず、次の各号に掲げる要件のいずれにも適合するものとする。

- (1) 足立区内に本社（本店）、支社（支店）、営業所等（NPO法人、公益法人等における事務所を含む。）を有すること。
- (2) 代表者以外に、従業員が10名以上在籍すること。
- (3) 本支援による効果判定に必要なアンケート、健診結果等の区への提供に同意すること。
- (4) 事業者が主体となって、従業員の健康保持・増進に取り組むことに同意すること。
- (5) 足立区暴力団等反社会的団体排除措置要綱（22足総契発第1170号 平成23年1月26日 区長決定）第2条第2号に定める暴力団等反社会的団体に当たらないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 過去3年以内に労働基準法など、従業員の健康管理に関連する法令等に違反し、行政処分等を受けたことがないこと。

2 前項の規定にかかわらず、本事業の目的に照らし、区長が不適切であると認めるときは、対象としない。

### (支援の実施)

第5条 本事業においては、原則として、対象となる事業所が所在する地区を担当する保健センター等が、本支援を行う。ただし、保健センター等が支援する事業所の数の調整が必

要な場合は、この限りでない。

(支援の期間)

第6条 本支援を行う期間は、第8条の規定による決定を行った日から当該日の属する年度の年度末までとする。ただし、区長は、本支援を行う期間について、本支援を行う期間を延長することを決定した日の属する年度の次年度の年度末までを限度として延長することができる。

2 区長が本支援を行う期間を延長することができる回数は、2回を限度とする。

(申込み)

第7条 本事業の実施を希望する事業者は、元気な職場づくり応援事業申込書（別記様式第1号）を、区長が定める期間内に提出しなければならない。

(事業所の決定)

第8条 区長は、応募書類等により選考を行い、本事業の対象とする事業者を決定する。

2 区長は、前項の規定により本事業の対象とする、又は対象としない事業者を決定したときは、元気な職場づくり応援事業選考結果通知書（別記様式第2号）により通知する。

(選考の基準)

第9条 前条の選考は、次に掲げる事項を基準として行う。

(1) 従業員の健康管理を経営的視点で考え、戦略的に実践することの実現性が高いこと。

(2) 協働及び協創の取組が期待できること。

(3) 本事業の実施後、区内他事業所への波及効果が期待できること。

(期間の延長)

第10条 本支援を行う期間の延長を希望する事業者は、元気な職場づくり応援事業支援延長申請書（別記様式第3号）を、区長が定める期間内に提出しなければならない。

2 区長は、本支援を行う期間の延長の可否を決定した場合は、元気な職場づくり応援事業支援延長結果通知書（別記様式第4号）により通知する。

(決定の取消し)

第11条 区長は、本事業の対象とした事業者が、次の各号のいずれかに該当したときは、第3条の規定による決定及び第8条の規定による決定を取り消すことができる。

(1) 第7条の規定により提出された書類等の内容に虚偽がある、又は当該内容と実際の取り組みに著しく隔たりがあるとき。

(2) 本支援を行う期間内に悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けたとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、本事業の目的に反し、本支援の継続が不適當であると区長が認めるとき。

2 区長は、前項の規定により決定を取り消したときは、元気な職場づくり応援事業決定取消通知書（別記様式第5号）によって通知する。

3 区長は、第1項の規定により決定を取り消した場合において、既に本支援を行っているときは、事業者に対し期限を定めて本支援に係る経費の返還を命ずるものとする。

(事務局)

第12条 本事業の実施に係る事務は、衛生部こころとからだの健康づくり課及び保健センター等において処理する。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

付 則 (2足衛こ発第541号 令和2年7月20日 区長決定)

この要綱は、決定の日から施行する。

年 月 日

（提出先）  
足立区長

申込者 所在地  
名称  
代表者名

元気な職場づくり応援事業申込書

元気な職場づくり応援事業実施要綱第7条の規定により、次のとおり申込みます。

事業所名	
所在地	〒 足立区
代表者名、役職	(役職 )
電話番号、FAX 番号	電話 FAX
メールアドレス	
担当者	所属、役職
	氏名
	電話番号
従業員数	全体 ( 名) 男性 ( 名) 女性 ( 名)
平均年齢等	平均 ( 歳) 最高齢 ( 歳) 最年少 ( 歳)
産業医の有無	<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し 有りの場合：医療機関 ( ) 医師名 ( )
健康保険の種類 (正規従業員加入)	<input type="checkbox"/> 全国健康保険協会(協会けんぽ) <input type="checkbox"/> 健康保険組合 ( ) <input type="checkbox"/> 国保 ( ) <input type="checkbox"/> その他 ( )
主な事業内容	



様

足立区長

元気な職場づくり応援事業選考結果通知書

年 月 日付で申込のあった、元気な職場づくり応援事業の支援について、  
審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、通知します。

記

- 選定結果
- 1 申込を受理し、支援事業所に決定しました。  
支援期間 年 月 日から 年 月 日まで
  - 2 以下の理由により、支援事業所に決定しませんでした。  
(理由)

以上

担当

保健センター 係

電 話

F A X

別記様式第3号（第10条関係）

年 月 日

（提出先）  
足立区長

申込者 事業所名  
所在地  
代表者名

元気な職場づくり応援事業支援延長申請書

下記の理由により、元気な職場づくり応援事業実施要綱第10条に基づき、支援延長を希望します。

記

（理由）

以上

収第 号  
年 月 日

様

足立区長

元気な職場づくり応援事業支援延長結果通知書

年 月 日付で申請のあった、元気な職場づくり応援事業の支援延長について、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、通知します。

記

選定結果

- 1 申請を受理し、支援延長事業所に決定しました。  
支援期間 年 月 日から 年 月 日まで
- 2 以下の理由により、支援延長事業所に決定しませんでした。  
(理由)

以上

担当 保健センター 係  
電 話  
F A X

別記様式第5号（第11条関係）

発第 号  
年 月 日

様

足立区長

元気な職場づくり応援事業決定取消通知書

下記の理由により、元気な職場づくり応援事業実施要綱第11条に基づき、貴事業所の登録を取消することを決定したので、通知します。

記

(理由)

以上

担当

保健センター

係

電 話

F A X